

潮来市指名競争入札（電子入札）の注意事項

潮来市総務部財政課管財グループ

1 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
なお、内訳書も添付すること。
- (2) 入札書記載価格は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額とすること。
- (3) 再度入札は1回とする。
- (4) やむを得ない事由があると市長が認めた場合に限り、紙入札を認めるものとする。
その場合、紙入札方式参加承諾願（様式第3号）を提出すること。

2 無効の入札

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 不正の行為があった入札。
- イ 1(1)から(2)に反する方法及び記載をした入札。
- ウ 入札書と内訳書の金額が一致しない、または内訳書が提出されない入札。
- エ 入札書又は内訳書に件名、日付（入札書作成日）、記名押印がない入札。ただし、電子入札に添付する入札書、内訳書は、押印を省略することができる。
- オ 紙入札の場合、郵便等による入札。
- カ その他潮来市財務規則で定める入札の条件に違反したとき。

3 設計図書等

- (1) 設計図書等の閲覧は、入札情報サービス(PPI)によるインターネット上より行うこと。
なお、書面による設計図書の閲覧、又は貸出(CD-Rによる貸出を含む)を希望する場合は、総務部財政課管財グループまで連絡すること。

4 落札決定の方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の入札者とする。
ただし、低価格制限基準額を設けた場合、その基準に該当すると認められたときは、落札者の決定を保留し必要な調査を行った上で落札者を決定するものとする。
- (2) 最低の価格となるべき同一金額の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムによる「くじ」により決定する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 財務規則第121条による。（※指名通知書を参照のこと。）
- (2) 契約保証金 請負金額の10分の1以上の金額を納付すること。（※指名通知書を参照のこと。）

6 その他

- (1) 地方自治法、同施行令、財務規則等の契約関係条項を遵守し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (2) 当該入札をやむを得ず辞退する場合は、その理由を記した「入札辞退届」を、入札（開札）日前日までに総務部財政課まで提出すること。入札方法が電子入札システムによる場合は、それにより辞退するものとする。
- (3) 入札に参加した者は、入札後において、本注意事項及び設計図書、その他関連する書類等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。